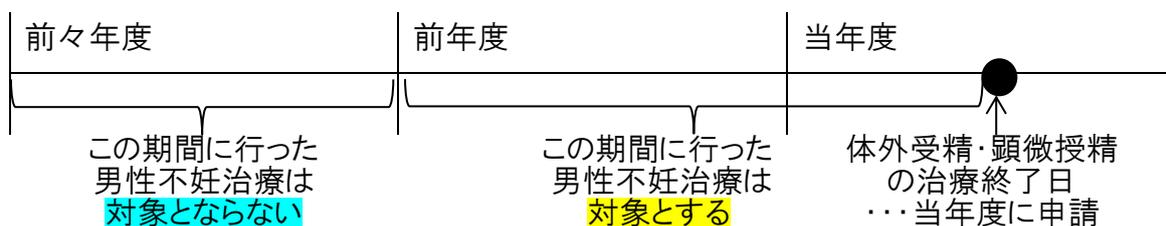


## 男性不妊治療の対象治療期間について

### 〔原則〕

男性不妊治療は体外受精・顕微授精の一環として行われるため、男性不妊治療のみでの単独申請はできません。

体外受精・顕微授精に付随する男性不妊治療は、(体外受精・顕微授精の治療終了日の)当年度又は前年度の治療を対象とします。



### 〔例外〕

主治医の治療方針に基づき、採卵前に男性不妊治療を行ったが、精子が採取できず(又は状態のよい精子が採取できず)治療が終了した場合のみ、男性不妊治療単独での申請が可能です。この場合は、男性不妊治療が終了した当年度に申請してください。

